

# 中野市豊田地域小学校統合準備委員会設置要綱

## (設置)

第1条 中野市立豊井小学校及び永田小学校の統合（以下「統合」という。）を円滑に行うために必要な事項を検討し、調整を図るため、中野市豊田地域小学校統合準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議し、その結果を教育委員会に報告するものとする。

- (1) 教育方針、学校行事等に関すること。
- (2) 通学路及び通学方法に関すること。
- (3) P T A、コミュニティスクール等学校関係組織に関すること。
- (4) 設備備品、施設整備等に関すること。
- (5) 児童及び保護者の交流事業に関すること。
- (6) その他統合に向けて必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 統合に關係する小学校の保護者代表
- (2) 統合に關係する小学校の歴代保護者代表
- (3) 統合に關係する小学校の教職員
- (4) 中野市永田保育園及び豊井保育園の保護者代表
- (5) 統合に關係する地域の住民代表
- (6) 公募に応じた市民
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

## (任期)

第4条 委員の任期は、平成33年3月31日までとする。

## (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の座長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月1日から施行する。